

令和6年度 米子市職員採用試験【社会人経験者採用】 受験案内（令和6年9月1日採用予定）



令和6年4月1日
米子市

※ 令和6年9月1日採用予定の大学卒業程度試験を併願して受験することはできません。（令和6年度に実施するその他の採用試験については、この限りではありません。）

【求める人物像】

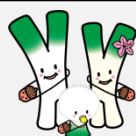
米子を愛し、市民・仲間から信頼され、自ら考え行動する職員

【受付期間及び受付方法】

受付期間	令和6年4月1日（月）午前10時 ～ 4月23日（火）午後5時	
受付方法	インターネットによる申込み  ・専用サイト（パブリックコネクト）からお申し込みください。 ・期間中は24時間申込み可能です。 ・受験申込には、会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。	

【試験スケジュール及び試験会場】

区分	試験日	試験会場
第1次試験	4月27日（土）～5月12日（日） ・上記期間のうち受験者の都合の良い日時。 ・詳しくは「8 受験申込完了後～第1次試験の流れ」をご確認ください。	受験者が選択する全国のSPIテストセンター
第2次試験	6月1日（土）、2日（日） ・上記の2日間実施します。（予定） 詳しくは第1次試験合格者に通知します。	米子市内 詳細は第1次試験合格者に別途お知らせします。
第3次試験	6月下旬（予定） ・詳しくは第2次試験合格者に通知します。	米子市役所 詳細は第2次試験合格者に別途お知らせします。



米子市総務部職員課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5341

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	7人程度	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
一般事務 (埋蔵文化財発掘経験者)	2人程度	市の機関に勤務し、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護行政、埋蔵文化財に関する事務及び一般行政事務に従事します。
土木	2人程度	市の機関に勤務し、土木の専門的業務に従事します。
保健師	2人程度	市の機関に勤務し、保健師の専門的業務に従事します。

※ 採用予定人員は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※ 市の機関とは、市長部局、教育委員会等各種委員会および水道局を言います。

2 受験資格

試験区分	要件
全職種共通	<p>①、②の要件をすべて満たす人</p> <p>① 昭和49年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人</p> <p>② 最終学歴ごとの民間企業等（公的団体を含む）における職務経験年数（通算）を有している人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業以上…3年以上 ・短大卒業…5年以上 ・高校卒業…7年以上 ・中学卒業…10年以上
一般事務 (埋蔵文化財発掘経験者)	<p>全職種共通の要件に加えて、③～⑤をすべて満たす人</p> <p>③ 学校教育法に定める大学（短期大学を除く）又は大学院で考古学、歴史学、文化財学その他これらに準ずる専門課程を修めて卒業した人（採用予定日までに卒業又は修了見込みも含む。）</p> <p>④ 博物館法第5条に定める学芸員資格を有する人又は採用予定日までに取得する見込みの人</p> <p>⑤ 埋蔵文化財発掘調査の実地経験を持ち、発掘調査報告書等の執筆経験がある人</p>
保健師	<p>全職種共通の要件に加えて、保健師免許を有する人又は採用予定日までに当該免許を取得する見込みの人</p>

【全試験区分共通事項】

- ① 「職務経験年数」には、採用予定日までの間に、社員等として民間企業等に就業（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。職務内容は問いません。
- ② 職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③ 期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

【一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）】

一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）の受験申込者については、受験資格の要件⑤を満たしていることを確認するため、実績を確認する書類（指定様式）に記述の上、受験申込の際に添付してください。

(1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※ 採用予定日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公的意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区分	試験科目	試験の内容
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査及び性格検査)	職務遂行上必要な基礎的な能力についての試験
第2次試験 (全職種)	面接試験	個別又は集団面接による人物についての口述試験
(一般事務のみ)	集団討論	集団討論による人物についての口述試験
(一般事務、土木、保健師のみ)	アピールシート	自身のこれまでの経験をテーマとして出題。文章による表現能力についての筆記試験 (具体的な質問事項は、試験当日に提示します。)
(埋蔵文化財発掘経験者、土木、保健師のみ)	専門試験	職務遂行に必要な専門的知識、技術についての筆記試験
(埋蔵文化財発掘経験者のみ)	実技試験	職務遂行に必要な能力についての遺物の実測・図化等の実技試験
第3次試験	面接試験	個別又は集団面接による人物についての口述試験

(1) 第1次試験合格者の決定方法

第1次試験の得点の高い順に決定します。なお、第1次試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) 第2次試験合格者の決定方法

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験で実施する試験を合計した得点の高い順に決定します。なお、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

(3) 最終合格者の決定方法

第2次試験までの得点にかかわらず、第3次試験で実施する試験の得点の高い順に決定します。なお、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

※ 試験の結果によっては、合格者が採用予定人員に満たない場合または合格者がありません。

4 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
第1次試験合格者	5月下旬	専用サイト(パブリックコネクト)のマイページにおいて合否をお知らせするとともに、合格者の受験番号を米子市の公式ホームページに掲載します。
第2次試験合格者	6月中旬	
最終合格者	7月上旬	

※ 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、最終試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

5 試験結果の開示

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験科目ごとの得点、合計得点、順位	各試験の合格発表の日から1か月間	総務部職員課 (本庁舎3階)

※ 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしください。その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

6 受験申込手続

インターネットによる申込み

※ 4月23日(火)午後5時の時点で受験申込を完了している必要があります。

※ いかなる理由でも、受付期間を過ぎての受験申込はできません。余裕をもってお申し込みください。

7 受験申込完了後～第1次試験の流れ

(1) 受験申込
(2) テストセンター受験依頼メールの受信 【令和6年4月25日(木)(予定)】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込み時に登録されたメールアドレス宛に、送信予定日の午後5時までにSPI3受験依頼メールを送信します。万が一メールが届かない場合は、4月26日(金)正午までに米子市総務部職員課までお問い合わせください ・ メールの不達により受験ができなかった場合、責任は一切負いませんのでご注意ください。 ・ 受験依頼メールに記載の企業別受検IDが受験番号となります。 ・ SPI3のうち、性格検査は自宅などWEB上で受験していただきます。性格検査受験後、基礎能力検査の受験予約が確定となります。 ・ テストセンター会場によって受験できる日時が異なります。SPIホームページでご確認ください。
(3) SPI3受験 【令和6年4月27日(土)～令和6年5月12日(日)の期間】

8 その他

- (1) 第2次試験以降、車イス等で来場される方は、会場等の準備の都合がありますので、受験前にその旨を申し出てください。
- (2) 受験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、専用サイトマイページでお知らせしますので、事前に確認のうえ、試験会場へお越しください。

9 採用及び勤務条件

- (1) 採用予定日
令和6年9月1日
- (2) 勤務条件

区分	内容
初任給	<p>令和6年4月1日現在における初任給は次のとおりです。(下記の仮定条件に基づいて計算した金額であり、個人ごとの学歴及び職歴等に応じて決定されます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験のある30歳の人 月額 243,600 円程度 ・ 大学卒業後、民間企業に18年間の勤務経験のある40歳の人 月額 283,300 円程度 <p>※採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。</p>
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで(1週間あたり38時間45分)
休日等	週休日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇、特別休暇等
福利厚生	健康保険、年金は、鳥取県市町村職員共済組合に加入